

【有害手引き4】 有害物質貯蔵指定施設の規制

1 概要

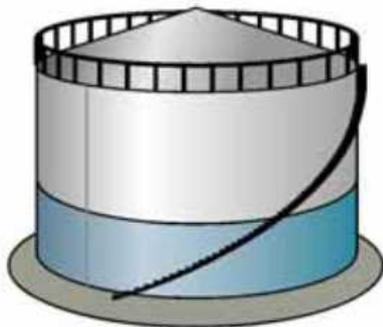
(1) 有害物質貯蔵指定施設

- 有害物質貯蔵指定施設とは、有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設をいいます。
- 具体的には、有害物質を貯蔵することを目的とするタンク等が対象となります。
(常時移動させながら使用するものは該当しません。)

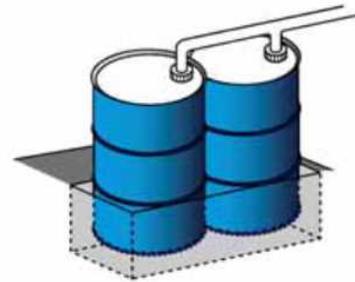
<有害物質>

カドミウム及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル	1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン
シアン化合物	トリクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	セレン及びその化合物
有機りん化合物	テトラクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物
鉛及びその化合物	ジクロロメタン	1,3-ジクロロプロペン	ふっ素及びその化合物
六価クロム化合物	四塩化炭素	チウラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
砒素及びその化合物	1,2-ジクロロエタン	シマジン	塩化ビニルモノマー
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1,1-ジクロロエチレン	チオベンカルブ	1,4-ジオキサン

<有害物質貯蔵指定施設の例>



タンク



物理的に固定して使用するドラム缶等

※環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（第1.1版）」（平成25年6月）の図2-1～2-3を引用。

(2) 窓口

工場又は事業場の所在地	窓口
さぬき市、東かがわ市、 三木町、直島町	東讃保健福祉事務所 環境管理室 〒769-2401 さぬき市津田町津田 930 番地 2 大川合同庁舎 3 階 TEL : 0879-29-8268
丸亀市、坂出市、善通寺市、 宇多津町、綾川町、琴平町、 多度津町、まんのう町	中讃保健福祉事務所 環境管理室 〒763-0082 丸亀市土器町東八丁目 526 TEL : 0877-24-9966
観音寺市、三豊市	西讃保健福祉事務所 環境管理室 〒768-0067 観音寺市坂本町七丁目 3 番 18 号 三豊合同庁舎 1 階 TEL : 0875-25-6431
土庄町、小豆島町	小豆総合事務所 環境森林課 〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 小豆合同庁舎内 TEL : 0879-62-2731

※高松市内の工場又は事業場については、高松市役所が管轄しています。

高松市環境局環境指導課

〒760-0080 香川県高松市木太町 2282-1 環境業務センター内

TEL : 087-839-2380

(3) 提出部数・手数料

2部（1部は控えとして返却します。）（水濁法施行規則第2条）

いずれの手続きも手数料は不要です。

2 設置前の手続き

2. 1 有害物質貯蔵指定施設の設置

対象	工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者
内容	知事に届け出なければならない。
時期	設置工事の 60 日以上前
様式	様式第 1 有害物質貯蔵指定施設設置届出書

(根拠：水濁法第 5 条第 1 項)

【解説】

計画変更命令等

○知事は、2. 1 の届出があった場合があった場合において、その届出に係る有害物質貯蔵指定施設が第 12 条の 4 の環境省令で定める基準（4. 2 を参照。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。（水濁法第 8 条第 2 項）

2. 2 実施の制限

対象	2. 1 の届出をした者
内容	○届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る有害物質貯蔵指定施設を設置し、又はその届出に係る有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。 ○知事は、2. 1 の届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、60 日の期間を短縮することができる。

(根拠：水濁法第 9 条)

【解説】

○届出後、県において内容審査の結果、問題がない場合には、県から実施制限期間短縮通知書を交付します。

3 設置後の手続き

3. 1 有害物質貯蔵指定施設の構造等の変更

対象	2. 1 の届出をした者が次の事項の変更をしようとするとき ①有害物質貯蔵指定施設の構造 ②有害物質貯蔵指定施設の設備 ③有害物質貯蔵指定施設の使用の方法 ④その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統
内容	知事に届け出なければならない。
時期	変更工事の 60 日以上前
様式	様式第 1 有害物質貯蔵指定施設変更届出書

(根拠：水濁法第 7 条)

【解説】

計画変更命令等

○知事は、3. 1 の届出があった場合があった場合において、その届出に係る有害物質貯蔵指定施設が第 12 条の 4 の環境省令で定める基準（4. 2 を参照。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。（水濁法第 8 条第 2 項）

3. 2 実施の制限

対象	3. 1 の届出をした者
内容	○届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る有害物質貯蔵指定施設を設置し、又はその届出に係る有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。 ○知事は、3. 1 の届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、60 日の期間を短縮することができる。

(根拠：水濁法第 9 条)

【解説】

○届出後、県において内容審査の結果、問題がない場合には、県から実施制限期間短縮通知書を交付します。

3. 3 氏名の変更等

対象	次の事項に変更があったとき ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地
内容	知事に届け出なければならない。
時期	変更があった日から 30 日以内
様式	様式第 5 氏名等変更届出書

(根拠：水濁法第 10 条)

3. 4 使用の廃止

対象	有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したとき
内容	知事に届け出なければならない。
時期	使用を廃止した日から 30 日以内
様式	様式第 6 有害物質貯蔵指定施設使用廃止届出書

(根拠：水濁法第 10 条)

3. 5 承継

対象	① 3. 1 の届出をした者からその届出に係る有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、又は借り受けた者 ② 3. 1 の届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があったとき
内容	①当該有害物質貯蔵指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。 ②相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該有害物質貯蔵指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。 ⇒①又は②により 3. 1 の届出をした者の地位を承継した者は、知事に届け出なければならない。
時期	承継があった日から 30 日以内
様式	様式第 7 承継届出書

(根拠：水濁法第 11 条)

4 排水に関する規制

4. 1 有害物質貯蔵指定施設に係る構造基準等の遵守義務

対象	有害物質貯蔵指定施設を設置している者
内容	当該有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

(根拠：水濁法第 12 条の 4)

【解説】

(1) 環境省令で定める基準

○**別紙 1**を参照してください。(水濁法施行規則第 8 条の 2～第 8 条の 7)

(2) 改善命令等

○知事は、有害物質貯蔵指定施設を設置している者が上記の構造基準等を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができます。(水濁法第 13 条の 3)

4. 2 有害物質貯蔵指定施設の点検等

対象	有害物質貯蔵指定施設を設置している者
内容	有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(根拠：水濁法第 14 条第 5 項)

【解説】

(1) 点検事項及び回数 (水濁法施行規則第 9 条の 2 の 2)

○**別紙 2**を参照してください。

○使用の方法に関する点検は、管理要領 (**別紙 1** の 5 ②を参照) からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行わなければなりません。

○点検により有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等 (異常等) が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講じなければなりません。

(2) 点検結果の記録及び保存 (水濁法施行規則第 9 条の 2 の 3)

○点検結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければなりません。

- ・点検を行った有害物質貯蔵指定施設
- ・点検年月日
- ・点検の方法及び結果
- ・点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

- ・点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容
- 点検結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければなりません。
- 上記の点検によらず、有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存するよう努めなければなりません。
 - ・異常等が確認された有害物質貯蔵指定施設
 - ・異常等を確認した年月日
 - ・異常等の内容
 - ・異常等を確認した者の氏名
 - ・補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

4. 3 事故時の措置

対象	有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場の設置者
内容	○有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場（指定事業場）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずる。 ⇒その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。
時期	速やかに
様式	県独自様式 1 事故報告書

(根拠：水濁法第 14 条の 2 第 2 項)

【解説】

(1) 通報

- 有害物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透した場合は、速やかに関係機関へ通報してください。
- 関係機関としては、次の機関が挙げられます。工場又は事業場の立地する地域や事業内容に応じた緊急連絡網を作成し、備えてください。

環境関係	管轄する県保健福祉事務所等、市町環境担当部署
災害関係	県警察、消防署、海上保安庁
管理者等	河川管理者、下水道管理者、水道事業者、 利水関係機関（漁業団体、土地改良区等）

(2) 応急の措置を講ずべきことの命令

- 知事は、特定事業場の設置者が応急の措置を講じていないと認めるときは、指定事業場の設置者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。（水濁法第 14 条の 2 第 4 項）

(3) 地下水の水質の浄化に係る措置命令等

- 知事は、工場又は事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するため必要な限度において、工場又は事業場の設置者等に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができます。（水濁法第 14 条の 3 第 1 項、第 2 項）
- 工場又は事業場の設置者等は、上記命令に係る措置に協力しなければなりません。（水濁法第 14 条の 3 第 3 項）

4. 4 事業者の責務

対象	事業者
内容	その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

（根拠：水濁法第 14 条の 4）

【解説】

- 汚水又は廃液を公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させる全ての事業者（事業活動を行う者一般）を対象としています。
- 本規定に基づく措置は、事業者の自主的な判断の下に実施されるものであり、事業場に排水等の測定又は公共用水域等の汚濁の防止のための措置を強制するものではありません。
- 具体的な措置としては、例えば、事業活動に伴う汚水又は廃液の排出先の把握、汚濁の負荷の低減に資する施設の整備及び維持管理等が想定されています。